

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省26-4-3)

施策名	4-3 経営安定・取引適正化	担当部局名	中小企業庁長官官房参事官付	政策評価実施予定時期	平成27年8月
施策の概要	○創業間もない中小企業の官公需への参入を促進するため、官公需法を見直す。 ○親企業に比べて弱い立場にある下請中小企業に不当なしわ寄せが生じることがないように、下請代金法を厳格に運用すること等によって、適正な取引の推進を図る。 ○また、中小企業・小規模事業者等が消費税率引き上げによる消費税の円滑かつ適正な転嫁を行えるようにするため、講習会の開催や相談窓口の設置等を実施する。			政策体系上の位置付け	4 中小・地域
達成すべき目標	○創業間もない中小企業が、官公需における受注機会を増やすために、法律の見直しを行う。 ○不公正な下請取引を取り締まるために、下請代金法を厳格に運用すること等により、下請中小企業を保護する。さらに、大企業の業態変化や海外展開が進み、中小企業・小規模事業者が自立的に商品開発から市場開拓まで一貫して行う体制を構築する。			目標設定の考え方・根拠	「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)
施策の予算額(執行額)(百万円)	24年度 5,011 (4,858)	25年度 5,936 (4,580)	26年度 6,142	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定) 中小企業基本法

【測定指標】

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
1 官公需における受注機会の増大	官公需に係る法整備を行う。	26年度	26年度に策定した「日本再興戦略」改訂2014において、官公需法の見直しを記載。
2 下請中小企業の体質改善	下請中小企業が親事業者に依存せず取引できる環境を整備する	26年度	下請中小企業振興のため、下請中小企業が取引の拡大を図る取組を支援することによって、取引先の多様化を図ることが必要。
3 下請取引の適正化	相談体制強化等による下請取引適正化を図る	26年度	下請中小企業が、消費税率引き上げや原材料価格の増加分を転嫁できるようにすべく、取引の適正化を図ることが必要。

【参考指標】

測定指標	基準値		見込み	年度	年度ごとの実績値							参考指標の選定理由及び見込み値の設定の根拠
	基準年度	年度			24年度 IV期	25年度 I期	25年度 II期	25年度 III期	25年度 IV期	26年度 I期	26年度 II期	
1 日銀短観における中小企業の業況判断DI	-	-	-	-	▲14	▲12	▲8	▲4	3	7	2	・中小企業の業況を判断する指標。
測定指標	基準値	基準年度	見込み	年度	年度ごとの実績値							参考指標の選定理由及び見込み値の設定の根拠
2 東京商工リサーチにおける企業倒産動向	-	-	-	-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始 年度	関連する指 標	達成手段の概要等	再掲	平成26年 行政事業 レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度					
1 人権啓発支援調査委託(民間団体)	84 (66)	99 (77)	99	平成16年度	—	中小企業・小規模事業者に対する人権啓発のためのセミナー等の開催、パンフレット等の作成、人権啓発関連調査事業を民間経済団体等に委託して実施する。	—	0218
2 人権啓発支援推進委託(地方公共団体)	30 (12)	24 (13)	30	平成16年度	—	中小企業・小規模事業者に対する人権啓発のための講演会等の啓発事業を地方公共団体に委託して実施する。	—	0219
3 小規模事業者等支援委託(地方公共団体)	24 (11)	19 (11)	64	平成16年度	—	小規模事業者等に対する経営等に係る巡回相談事業及び研修事業を地方公共団体に委託して実施する。 (1)巡回相談事業 公認会計士、税理士、中小企業診断士、経営コンサルタント等による巡回を通じて、地域や企業の実態に即した経営に係る指導を行う。 (2)研修事業 地域の小規模事業者等が、その実態に応じた経営、技術等に関する基本的な知識、方法を習得するための実務的研修を開催する。	—	0220
4 中小企業取引適正化対策事業委託費	584 (495)	583 (488)	572	平成14年度	1.2	本事業では下請代金法の執行状況を管理する下請取引情報システムの運用、下請代金法の違反行為を未然に防止するための講習会の実施、中小企業が抱える取引に関するトラブルを迅速に解決するための下請かけこみ寺の運営、業種別に策定している下請ガイドラインの新規策定や普及啓発を図るための下請ガイドラインフォローアップ調査、普及啓発事業の実施、官公需における中小企業の受注機会を増大を図るため、官公需情報ポータルサイトの運営等を行う。	—	0221
5 下請事業者支援対策費補助金	49 (43)	49 (47)	49	昭和54年度	2	インターネット上で受発注事業者の取引あっせんを行うシステムを運営し、下請中小企業の取引拡大に向けたきめ細かな取引あっせん支援を行う。 また、下請中小企業の販路多角化、経営の安定等を支援するため、広域商談会を開催する。 補助率:(1)指導員及び指導補助員の設置 2/3以内 (2)下請取引あっせん指導等を実施するための業務管理 6/10以内 (3)下請取引あっせん指導事業 6/10以内	—	0222
6 下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業	— (—)	675 (370)	725	平成25年度	2	親事業者の生産拠点が閉鎖または、閉鎖が予定されている地域の下請小規模事業者等が行う、新分野への進出等による取引先の多様化のための設備導入・展示会出展等の費用の一部を補助する。 また、下請中小企業振興法の認定を受けた事業計画の下で、連携グループが、メンバー相互の経営・技術のノウハウを活用して行う、下請構造からの自立化のための取組に対し、共同受注用のシステムの構築・設備導入・展示会出展等の費用の一部を補助する。	—	0223
7 消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業	— (—)	1,980 (1,387)	4,630	平成25年度	2	○消費税転嫁対策特別措置法に対する情報収集や調査のための人員の設置およびその事務費を補助する。 ○消費税の転嫁状況等に係る調査を実施する。 ○消費税転嫁対策特別措置法の違反行為を未然に防止するための特別講習会の開催、下請かけこみ寺の利用促進に係る広報事業を実施する。	—	0225
8 消費税転嫁対策窓口相談等事業	4,210 (4,210)	2,165 (2,165)	790	平成24年度	2	本事業では、以下のような事業などを実施する。(補助率:10/10) ①中小企業からの消費税の価格転嫁等に関する相談に対応するため、中小企業団体等と連携して相談窓口を設置する。(補助率:10/10) ②政府の講ずる転嫁対策や消費税制度の改正内容について周知徹底を図るとともに、消費税の転嫁円滑化等を促進するため、中小企業団体や認定経営革新等支援機関等と連携して講習会を開催する。(補助率:10/10) ③政府の講ずる転嫁対策や消費税制度の改正内容などについての中小企業向けの分かり易いパンフレット等により、周知を行うほか、消費税制度等に関する各種調査を実施する。(委託)	—	0226

9	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例 (中小企業倒産防止共済に係るもの)	-	-	-	昭和53年度	2	中小企業倒産防止共済制度の加入者が掛金(月額8万円上限。掛金限度額は320万円)を納付した場合には、その全額を損金(必要経費)に算入することができる。	-	-
10	保険会社等の異常危険準備金(火災共済)	-	-	-	昭和28年度	2	損害保険会社等が、各事業年度において、責任準備金の積立てに当たり、保険又はこれに類する共済に係る異常災害損失の補てんに充てるため、保険又は共済の種類ごとに、当期の正味収入保険料又は正味収入共済掛金(当年度保険料等)を基礎として計算した積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。 この準備金は、異常災害損失が生じた場合にはその損失の額、積立後10年を経過した場合にはその積立額と[(異常危険準備金の金額+当期の積立額)-当年度保険料等×洗替保証限度率]のいずれか少ない金額を、取り崩して益金に算入する。	-	-
11	中小企業等の貸倒引当金の特例	-	-	-	昭和41年度	2	中小企業等については、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額については、貸倒実績率によらずに法定繰入率による繰入が認められている。(租税特別措置法第57条の9、同法施行令第33条の7) (法定繰入率) 卸・小売業 10/1000 製造業 8/1000 金融・保険業 3/1000 割賦販売小売業 13/1000 その他 6/1000 協同組合等については、通常の繰入限度額の12%増しとすることができる。	-	-
12	経営環境変化対応資金	-	-	-	昭和61年度	2	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に、売上の減少等業況悪化をきたしている中小企業者の経営基盤の強化又は経営の安定を支援する。	-	-
13	金融環境変化対応資金	-	-	-	平成9年度	2	金融機関との取引状況の変化により、資金繰りに困難をきたしている中小企業者が、長期資金の導入により経営安定を図れるよう支援する。	-	-
14	取引企業倒産対応資金	-	-	-	昭和55年度	2	関連企業の倒産により経営に困難をきたしている中小企業者等が、経営の安定を図れるよう支援する。	-	-